

平成21年度  
(2009年度)

# スポーツ安全保険のしおり

5名以上の団体で  
ご加入ください

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

## 1 スポーツ安全保険とは

加入対象 → **スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体**がご加入になります。

(財) スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行った5名以上のアマチュアの社会教育関係団体<sup>(注1)</sup>の構成員を被保険者(補償の対象となる方)として、損害保険会社10社(裏面ご参照。)との間に、傷害保険及び賠償責任保険を一括契約し、これら保険の他に協会で運営する「共済見舞金制度」を組み合わせた補償制度です。

(注1) 社会教育関係団体とならない例 ×家族だけで活動する団体 ×プロスポーツを行う団体 ×営利活動を目的とする団体

### 傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

※日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分では団体活動中とその往復中のみ対象となります。

### 賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

### 共済見舞金

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に対し見舞金を給付 ※AW区分では団体活動中とその往復中のみ対象となります。

### 対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象(学校管理下を除く。)

### 学校管理下の活動は対象外

#### 団体での活動中

被保険者の所属する「団体の管理下」における団体活動中の事故

※AW区分に限り、「団体活動中及びその往復中」以外の事故も対象(日射・熱射病、細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死を除く。)

#### 団体活動への往復中

所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び児童福祉法に基づく保育所の団体は、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

## 2 保険責任期間(一般団体の加入区分)

短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合は、教室の開始日、掛金の払込完了日の翌日又は平成21年4月1日のうち最も遅い日の午前0時より有効となり、終期は教室の終了日又は平成22年3月31日のうち最も早い日の午後12時となります。

平成21年4月1日午前0時より平成22年3月31日午後12時まで

ただし、加入手続き日<sup>(注1)</sup>が4月1日以降の場合、加入手続き日の翌日午前0時<sup>(注2)</sup>より平成22年3月31日午後12時までとなります。

(注1) 加入手続き日とは、加入依頼書を使用し掛金を指定銀行窓口で振込み、加入依頼書①②が回収された場合は振込日を、指定銀行窓口以外、ゆうちょ銀行で振込むなど、加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日を指します。インターネット加入の場合は掛金の払込日を指します。

(注2) 翌月一括手続方式での手続きの場合、団体への入会日の翌日午前0時より有効です。

## 3 加入区分・掛金・補償額

平成21年度から加入区分等が変更になっておりますのでご注意ください。  
掛金は傷害保険・賠償責任保険の保険料と共済見舞金掛金(20円)で構成されております。

### 一般団体の加入区分

(団体活動を行う5名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。)

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額 (免責金額なし)	共済 見舞金
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	団体活動全般	A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
	団体活動全般	AW	1,150円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円		
	上記以外 (個人活動・個人練習など)			100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算 1事故500万円	対象外
大人	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導限定 ※C区分でも加入可	AC	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
65歳以上	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない場合は A2区分	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

加入に関する  
問い合わせ先

〒460-0007 名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館3階 (財)愛知県体育協会内

(財)スポーツ安全協会愛知県支部

☎専用 052(264)4048 共用 052(264)1010 F A X 052(264)0909

電話受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く。)

ホームページアドレス

http://www.sportsanzan.org